# 必ずお読みください

令和6年10月11日 松江地方検察庁 被害回復給付金担当

被害回復給付金申請に当たっての注意事項

## 1 はじめに

この度、松江地方検察庁では、大竹留みこ及び丸山伸悟に係る組織的な犯罪の 処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件の被害者の方々を対象に、特別 支給手続を開始する旨の決定をしました。

この手続は、刑事裁判によって上記事件の犯人からはく奪した6443万36 24円の残余給付資金の中から、この事件の被害者の方々に被害回復給付金として、その被害額に応じた金額を支給するものです。

本書、特別支給手続開始決定公告、申請書記入例・記入要領、被害状況別紙記 入例、添付書類確認シートをよくお読みになり、ご自分の被害が支給の対象に当 たると思われ、被害回復給付金の支給を受けようとする場合は、令和6年12月 16日(月)までの申請期間内に、松江地方検察庁に支給の申請をしてください。

※ 検察庁その他の機関から、この支給手続に関し、金銭の支払いを請求すること は、一切ありません。

ただし、申請に必要な郵便切手代などは、各申請者の方のご負担となります。 松江地方検察庁などを名乗る架空請求には、くれぐれもご注意してください。

#### 2 支給の申請について

(1) 支給の対象となる事件の「被害者」について

平成30年11月8日から令和2年7月16日までの間に、対象となる氏名 不詳者らが管理・運営していたと認められる無登録の貸金業者により行われた 貸付行為に対する元金の返済又は利息の支払を受領した行為について、同人ら に現金を支払ったり、同人らから指定された口座に振込入金するなどした方を 被害者としています。

(2) 支給の対象となる事件について

特別支給手続開始決定公告に、犯人が使っていた貸金業者名、銀行等口座などが記載されています。これらを確認の上、申請するときの参考にしてください。

なお、これらの貸金業者名、銀行等口座などは、現時点において松江地方検

察庁が支給の対象となる事件で使用されたと把握しているものです。ご自分の被害が、今回の事件による支給の対象であると考えられる場合は、これらの貸金業者名、銀行等口座などと一致しなくても、申請していただくことは可能です。

ただし、審査の結果、今回の支給の対象外であると判断された場合には、支 給を受けられないこととなりますので、あらかじめご了承ください。

- (3) 申請方法について
  - ① 「被害回復給付金支給申請書」及び「被害状況別紙」に、それぞれの記入 要領を参考にして必要事項を記入してください。
  - ② 本人と確認できる書類(運転免許証など)のコピー及び被害に遭われたことが分かる書類(振込明細書など)のコピーなどをご用意ください(コピー代などをご負担願います。)。添付書類については、「申請書記入例・記入要領」及び「添付書類確認シート」で確認してください。
  - ③ <u>令和6年12月16日(月)までの支給申請期間内まで</u>に、①の申請書・被害状況別紙及び②の書類等を、松江地方検察庁に直接持参するか

〒690-0886 島根県松江市母衣町50番地 松江地方検察庁 被害回復給付金担当

宛てに郵送してください(当日消印有効。申請者において郵便切手代をご負担願います。なお、料金不足の場合は受け取ることができません。)。

※ 検察庁に提出された書類は、お返しできません。

被害回復給付金支給申請書及び被害状況別紙は原本を提出してもらいますが、 添付書類はコピーを提出し、原本は必ずお手元に保管してください。

ただし、戸籍謄本・抄本、委任状等、原本の提出が必要なものもあります。

(4) 申請内容の変更について

申請書を提出した後に住所や氏名などに変更があった場合は、できるだけ早く、変更前と変更後の住所や氏名などを記載した書面を、その変更内容を確認することができる資料(住民票、戸籍謄本、公共料金の領収書写しなどの書類)を添えて、松江地方検察庁に提出してください。

(5) 申請後の手続について

支給申請期間内に申請書を提出していただいた方々については、被害回復給付金担当検察官が、支給の対象になるかどうかを審査し、その結果を通知した上、その後に改めて被害回復給付金の支給を行うことになります。

### 3 留意していただきたい事項

(1) 被害回復給付金の振込先口座の確認が必要ですので、振込先金融機関の通帳

(金融機関・支店名、預金種目、名義人、口座番号等が記載された部分)又は キャッシュカードの写しを添付してください。

いわゆるネット銀行(無店舗型銀行)の一部の銀行は、日本銀行の指定金融機関になっていないため、被害回復給付金の振込ができませんので、<u>ネット銀行を振込先に指定する場合は、同銀行に日本銀行からの振込ができるかを確認</u>してください。

- (2) 申請をされた場合でも、検察官が申請内容を審査した結果、今回の支給の対象外であると判断した場合には支給することができませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) この支給手続は、被害に遭われた方々に、残余給付資金6443万3624 円のうち、手続に必要となる費用を差し引いた額の中から、被害に遭われた方 それぞれの被害額に応じた額を支給するというものです。

申請された方々の被害額の総額が、残余給付資金から手続に必要となる費用を差し引いた金額を上回る場合には、それぞれの被害額の割合に応じた金額が支給されることになり、被害に遭われた全額を支給することはできません。

多数の方が申請されたり、多額の被害に遭われた方が申請された場合、支給 される金額が僅少になることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 4 お問い合わせ先

申請に関した不明な点がありましたら

〒690-0886 島根県松江市母衣町50番地

松江地方検察庁 被害回復給付金担当

電話番号(代表) 0852-32-6700 内線336

電話受付時間

月曜から金曜日(祝祭日等の休日を除く)

午前9時から午後零時、午後1時から午後5時

まで、お問い合わせください。

また、検察庁のホームページ (https://www.kensatsu.go.jp/) 内の「被害回復給付金支給制度」のページにも説明がありますので、ご覧ください。

被害回復給付金支給申請書・被害状況別紙・添付書類の送付宛先

※ 必要であれば、適宜、切り取って返送用の封筒に貼って使用してください。

切り取り線

〒690-0886 島根県松江市母衣町50番地 松江地方検察庁 被害回復給付金担当 行